

令和3年度 信用保証料助成金を受付中

(一社)鳥取県トラック協会

1. 対象保証料

- (1) 鳥取県信用保証協会に支払う「鳥取県の経営体質強化資金制度融資・経営安定支援借換資金制度融資」の保証料と「国が定めるセーフティネット(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」)」の保証料および「国が定める災害関係保証」の保証料
- (2) 令和3年4月1日から**令和4年2月28日**までの支払保証料

2. 助成金額

支払保証料の2分の1の額(円未満切捨て)で、20万円を限度とする。

3. 申請締切日と最終期限

- (1) 締切日：7月12日
- (2) 締切日：10月12日
- (3) 締切日：1月12日
- (4) **最終期限：令和4年3月4日**

4. 申請書類

- (1) 信用保証協会保証料助成申請書
- (2) 信用保証決定のお知らせ(お客様用)(写)
- (3) 信用保証料の支払を証するもの(写)
- (4) 中小企業信用保険法第2条第5項の規程による認定申請書(認定者記名押印済の写「※セーフティネット保証の場合」)

5. 申請をされる方は、「信用保証料助成金交付要綱」(下記又は鳥ト協ホームページ掲載)を必ずお読み下さい。

お問合せ先 (一社)鳥取県トラック協会 (担当：宮本) TEL0857-22-2694

信用保証料助成金交付要綱

一般社団法人 鳥取県トラック協会

改正 平成30年5月24日

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人鳥取県トラック協会(以下「鳥ト協」という。)の会員事業者が、鳥取県の「経営体質強化資金制度融資」と「経営安定支援借換資金制度融資」にかかる信用保証協会保証、国が定めるセーフティネット保証(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」)の認定を受けた融資にかかる信用保証協会保証、または国が定める「災害関係保証」(「撃甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に基づき指定された保証」。以下同じ。)に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資等にかかる信用保証協会保証を得る場合、鳥取県信用保証協会(以下「保証協会」という。)に支払う保証料の一部を鳥ト協から助成することとし、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 「金融機関」とは、鳥取県の「経営体質強化資金制度融資」と「経営安定支援借換資金制度融資」を取扱う金融機関、保証協会が国の定めるセーフティネット保証(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」)の認定を受けた融資を取扱う金融機関、又は国が定める「災害関係保証」に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティネット制度融資等を取扱う金融機関をいう。
- ② 「融資」とは、会員事業者が前項で定める金融機関から受ける鳥取県の「経営体質強化資金制度融資」と「経営安定支援借換資金制度融資」、国の定めるセーフティネット保証(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」)融資、又は国が定める「災害関係保証」融資等をいう。

- ③ 「保証料」とは、保証協会の定めるところにより算定され、会員事業者から保証協会に支払われた信用保証料をいう。

(事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業は、各年度の4月1日から同年度の2月末日までの保証料の支払いに対する事業とする。

(助成金の金額)

第4条 助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるために保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の2分の1の額(円未満切捨て)とし、20万円を限度とする。

ただし、前条に定める事業期間内であれば20万円に達するまで再助成することができる。

(助成金の交付申請)

第5条 会員事業者は、保証協会に保証料の支払いを行った場合には、当該保証料の2分の1の額(その額が20万円を超えるときは、20万円)を鳥ト協に交付申請することができる。

2 前項の交付申請は、様式1の「信用保証協会保証料助成申請書」により行うものとする。

3 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

4 助成金の交付申請は随時行うことができるが、最終申請期限は、各年度の3月5日とする。

ただし、予算枠に達した時は申請の受付を終了するものとする。

(助成金の交付)

第6条 鳥ト協は、前条による助成金の交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定して会員事業者に交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 当該助成金の交付を受けた会員事業者は、融資の繰上償還を行った場合等で保証協会から保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に鳥ト協にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返還を行わなければならない。

2 鳥ト協は、会員事業者が虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明した場合は、助成金の返還を求めるものとする。

3 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(報告の義務)

第8条 助成金の交付を受ける会員事業者は、鳥ト協が必要と認める場合には、所定の報告を行わなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附則)

本要綱は、平成20年8月1日より施行し、平成20年4月1日以降の保証料支払分から適用する。

平成21年5月12日 一部改正(平成21年4月1日施行)

第1条・第2条第1号・第2号、第3条、第5条第4項

平成21年6月12日 一部改正(平成21年4月1日施行)

第3条・第5条第4項

平成22年6月24日 一部改正(平成22年4月1日施行)

第3条・第5条第4項

平成23年5月13日 一部改正(平成23年4月1日施行)

第1条・第2条第1号・2号・第3条・第5条第4項

平成24年5月14日 一部改正(平成24年4月1日施行)

第1条・第2条第1号2号3号・第3条・第5条第4項

平成25年4月1日 一般社団法人移行による呼称変更

平成26年7月14日 一部改正(平成26年4月1日施行)

第1条・第2条第1号2号

平成27年5月22日 一部改正(平成27年4月1日施行)

第1条・第2条第1号2号・第3条

平成29年5月24日 一部改正(平成29年4月1日施行)

第1条、第2条、第7条第2項・第3項

平成30年5月24日 一部改正(平成30年4月1日施行)

第1条、第2条第1項